

湖西運動公園外 4 施設指定管理者募集要項

湖西市では次の施設に民間事業者の持つ能力を活用することにより、住民サービスの向上と管理経費の節減を目指し、管理・運営を行うことができる指定管理者を募集します。

1. 対象施設の名称、所在地、施設概要等

① 湖西運動公園

所在地	湖西市吉美 830-1					
電話番号	053-576-4795					
施設概要	全体面積：122,000 m ² 管理事務所 陸上競技場 野球場 庭球場 弓道場 多目的広場 児童広場 噴水広場 三角広場 駐車場 調整池					
供用開始年月	庭球場 昭和 55 年 3 月 多目的広場トイレ 昭和 55 年 11 月 野球場 昭和 57 年 3 月 野球場トイレ 昭和 57 年 8 月、平成 28 年 7 月 三角広場トイレ 令和 6 年 3 月 陸上競技場 昭和 62 年 5 月 弓道場 昭和 62 年 5 月 児童広場トイレ 昭和 63 年 3 月 児童広場 昭和 63 年 5 月 庭球場照明 平成 6 年 4 月 駐車場及び園路照明 平成 6 年 4 月 管理事務所 平成 14 年 4 月 陸上競技場照明 平成 14 年 4 月 野球場照明 平成 15 年 4 月					
年間利用者数（人）	年 度	庭球場	野球場	陸上競技場	弓道場	多目的広場
	令和 5 年度	3,344	14,337	13,010	1,754	7,239
	令和 6 年度	5,129	16,284	16,760	1,910	9,204
	令和 7 年度	3,839	14,690	27,661	2,163	10,765
年間利用日数（日）	年 度	庭球場	野球場	陸上競技場	弓道場	多目的広場
	令和 5 年度	190	141	250	306	158
	令和 6 年度	242	160	268	306	149
	令和 7 年度	207	156	283	302	168
施設詳細	★庭球場 敷地面積 7,238 m ² クレーコート 6 面 4,802 m ² 外周芝生観覧席 1,126 m ² パーゴラ 2 基 夜間照明施設 44 基（メタルハイト [®] 1.0kw）					

	★野球場 敷地面積 14,962 m² 両翼 91.5m センター116m ダッグアウト 203.19 m² スコアボード バックスクリーン バックネット 内外野芝生観覧席 2,778 m² トイレ（男子小1、男女兼用洋式1・和式1） 国旗掲揚ポール 3本 夜間照明施設 6基（メタルハライド 1.0kw*14灯 高圧ナトリウム 0.94kw*7灯） 外周園路照明灯 21基（マルチハロゲン 400w） 時計柱（2面）1本 ★陸上競技場 敷地面積 22,920 m² 400m 8レーントラック（クレイ） 100m 8レーン直線コース（クレイ） インフィールド投てき競技 メインスタンド 325.45 m² 夜間照明施設 4基（メタルハライド 1.0kw*16灯 高圧ナトリウム 0.94kw*9灯） 国旗掲揚ポール 3本 時計柱（2面）1本 トイレ（男子小5・和式2、女子和式4） ★弓道場 敷地面積 646 m² 射場 164.62 m² 的場 52.65 m² 近的6人立 トイレ（男女兼用洋式1） ★多目的広場・児童広場 敷地面積 5,350 m² 防球ネット H=3.05m L=108m 遊具施設 10種類 多目的広場トイレ（男子小3・和式1、女子和式2） 児童広場トイレ（男女兼用和式1） 四阿（ベンチ・テーブル） 1棟 ベンチ 5脚 水飲み場 1箇所 照明灯 4基（マルチハロゲン 300w） ★管理事務所 建築面積 296.75 m² 延べ面積 294.50 m² 事務室 45 m²
--	---

	会議室 78 m² 書庫 20 m² トイレ（男子小3・和式1・洋式1、女子和式2・洋式1、多目的1） シャワー室（男子2、女子2） 更衣室（男子・女子）ロッカー各72個 駐車場 5台（一般用2台、身障者用3台） ★三角広場 トイレ（男子洋式1、女子洋式1） 時計柱（3面）1本 照明灯 1基（マルチハロゲン300w） ★駐車場 170台（一般用） 照明灯 7基（マルチハロゲン300w） 電気自動車用充電器 ★その他 園路照明灯 12基（マルチハロゲン300w） 噴水池 噴水広場ベンチ 6脚 水飲み場 1箇所
現行の運営体制	指定管理者 シンコーススポーツ株式会社
休日	毎週月曜日（祝日に当たるときはその翌日） 年末年始（12月29日から1月3日まで）
利用時間	午前6時～午後9時
利用料金	湖西市都市公園条例参照

② 北部地区運動広場

所在地	湖西市内浦 30		
電話番号	なし		
施設概要	競技場面積：12,933 m ² ソフトボール場 庭球場 ゲートボール場		
公園開設年月	昭和60年4月		
年間利用者数（人）	年 度	利用者数	利用日数
年間利用日数（日）	令和5年度	5,349	179
	令和6年度	6,149	208
	令和7年度	5,663	190
施設詳細	★ソフトボール場 夜間照明施設 4基（マルチハロゲン700w5灯）、 2基（マルチハロゲン700w4灯、LED2灯） バックネット、防球ネット トイレ（男子小1、男女兼用和式2） 水飲み場		

	★ゲートボール場 1面
現行の運営体制	指定管理者 シンコーススポーツ株式会社
休日	年末年始（12月29日から1月3日まで）
利用時間	午前6時～午後9時（庭球場、ゲートボール場は日没まで）
利用料金	湖西市北部地区運動広場条例参照

③ みなと運動公園

所在地	湖西市新居町新居 3146-1			
電話番号	053-594-3456			
施設概要	公園面積：44,070 m ² 児童遊園地 野球場 多目的広場			
供用開始年月	当初開設 昭和43年4月 管理棟 昭和56年4月 東多目的広場スタンド 昭和53年4月 野球場裏トイレ 平成元年4月 野球場観覧席 平成4年4月			
年間利用者数（人）	年 度	野球場	多目的広場	利用日数
年間利用日数（日）	令和5年度	3,370	8,196	309
	令和6年度	2,640	8,079	309
	令和7年度	2,896	8,316	308
施設詳細	★野球場 施設面積 11,538 m² 管理棟兼バックネット裏観覧席 171.88 m² 両翼95m センター105m ダッグアウト バックスクリーン バックネット 内野芝生観覧席 バックネット裏トイレ 27 m²（男子小2・和式2、女子和式4） ★東多目的広場 施設面積 7,515 m² 管理棟 111.25 m² 固定式バックネット 1基 移動式バックネット 1基 夜間照明施設 1基（マルチハロゲン1000w6灯）、1基（マルチハロゲン1000w5灯、LED1灯）、1基（マルチハロゲン1000w4灯、LED4灯）、1基（マルチハロゲン1000w8灯）、2基（マルチハロゲン1000w10灯） 手洗い場 1箇所 スタンド下トイレ（男子小4・和式1・洋式1、女子和式2・洋式1） ★西多目的広場 施設面積 6,501 m²			

	移動式バックネット 2基 夜間照明施設 1基 (マルチハロゲン1000w 8灯)、1基 (マルチハロゲン1000w 3灯、LED 5灯)、1基 (LED 1000w 6灯)、1基 (マルチハロゲン1000w 5灯、LED 3灯)、2基 (マルチハロゲン1000w 5灯、LED 1灯)、2基 (マルチハロゲン1000w 4灯、LED 2灯) 手洗い場 1箇所 時計柱 (2面) 1本 ★児童遊園地 敷地面積 3,434 m ² 遊具施設 滑り台+2連ブランコ 1基、シーソー 1基 ★駐車場 敷地面積 1,854 m ² 駐車場 73台
現行の運営体制	指定管理者 シンコーススポーツ株式会社
休日	毎週月曜日 (祝日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日から1月3日まで)
利用時間	午前9時～午後9時 (野球場は午後5時まで)
利用料金	湖西市都市公園条例参照
その他	国有財産を借地 (用途変更を伴う工作物の設置、修繕等は市と協議)

④ 新居スポーツ広場公園

所在地	湖西市新居町浜名 522-1				
電話番号	053-594-3911				
施設概要	敷地面積：10,086 m ² 体育館 庭球場 弓道場 グリーン広場 親水公園 パーキングパーク				
年間利用者数（人）	年 度	体育館	庭球場	弓道場	利用日数
年間利用日（日）	令和5年度	61,138	4,385	1,793	350
	令和6年度	59,040	4,836	1,723	347
	令和7年度	59,992	4,982	1,558	347
施設詳細	★体育館 完成日 平成26年8月29日 敷地面積 6,002.10 m ² 建築面積 1,826.38 m ² 延べ面積 1,986.60 m ² アリーナ面積 1,227.60 m ² （バスケットボール2面 バレーボール3面 バドミントン8面） その他施設面積				
	(m ²)				
	事務室	トレーニングジム	スタジオ	器具庫	放送室
	21.74	115.50	101.92	74.02	9.60
	男子トイレ	女子トイレ	男子更衣室	女子更衣室	多機能便所
	20.94	22.23	23.11	22.23	4.95

	卓球室	会議室	倉庫	屋上広場	
	115.50	94.50	21.00	179.84	
	トレーニングジム 筋力マシン8台、トレッドミル2台、エアロバイク4台、フリーウェイト機器2台 バーベル・ダンベルセット一式、バレルローラー1台、ベルトマッサージ器1台、 腹筋台1台、バックエクステンション1台 スタジオ 鏡張り壁面 (2面) 音響設備 駐車場 体育館東側(一般用57台・身障者用4台) 山本スポーツ北側50台 親水公園北駐車場65台 駐輪場 9.60 m² 照明灯 7基(LED123w 5基、マルチハロゲン 230w 2基) ★庭球場 完成日 昭和54年5月13日(令和5年3月人工芝改修) 敷地面積 2,400 m² コート 人工芝3面+壁打ち1面 夜間照明施設 4基(マルチハロゲン1000w 6灯) ★弓道場(近的6人立) 完成日 昭和54年1月5日 敷地面積 1,285.88 m² 建築面積 234.36 m² 建築面積 39.60 m²(昭和57年8月試射室増築) トイレ(男女兼用和式1) ★グリーン広場 完成日 昭和55年9月24日 敷地面積 1,016.32 m² 遊具施設 4連ブランコ 1基、3連鉄棒 1基 パーゴラ 1基 ★親水公園 背付ベンチ 5基 フラットベンチ 4基 テーブル+ベンチ 2組 水飲み施設 1基(1基利用中止) 丸テーブル+丸いす4脚 3組 パーゴラ 1基(53m) 照明灯 5基(マルチハロゲン250w) トイレ(男子小2・和式1、女子和式2) 完成日 平成2年3月10日 敷地面積 371.70 m² 建築面積 64.50 m² 延べ面積 32.10 m² ★パーキングパーク 完成日 平成7年3月20日				

	駐車場 47 台 時計塔 1 塔 照明灯 4 基 (マルチハロゲン 250w) その他 石碑 1 基 (女屋跡)
現行の運営体制	指定管理者 シンコースポーツ株式会社
休日	毎月第 1 火曜日 (祝日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
利用時間	午前 8 時～午後 9 時
利用料金	湖西市新居スポーツ広場公園条例参照

⑤ 勤労者体育センター

所在地	湖西市古見 1067-3				
電話番号	053-576-4540				
施設概要	敷地面積：3,809.94 m ² 建築面積：1,318.57 m ² 延べ面積：1,508.75 m ² 体育室 卓球室 トレーニング室				
供用開始年月	昭和 58 年 4 月				
年間利用者数 (人)	年 度	体育室	卓球室	トレーニング室	年間利用日数
年間利用日数 (日)	令和 5 年度	31,908	4,396	2,936	313
	令和 6 年度	29,357	4,648	3,615	307
	令和 7 年度	27,934	5,016	3,391	308
施設詳細	★体育室 バレーボール 2 面、バスケットボール 1 面、バドミントン 6 面、バウンディングテニス 4 面 卓球台 17 台 ★卓球室 卓球台 3 台 ★トレーニング室 トレットミル 4 台、アップライトバイク 2 台、チェストプレス 1 台、ラットプルダウン 1 台、 アブドミナル/バック 1 台、レッグエクステンション 1 台、レッグカール 1 台、レッグプレス/カーフ 1 台、 マルチアジャスタブルベンチ 1 台、CD ダンベル 1~20 kg セット 1 台、ジョイントエクマット 9 台 ★駐車場 25 台 ★その他 シャワー室 (男女各 2) 更衣室 (男子ロッカー 63・女子ロッカー 54) トイレ (男子小 4・和式 1・洋式 1、女子和式 1・洋式 2、多目的 1) 放送室 ウォータークーラー (ロビー)				
現行の運営体制	指定管理者 シンコースポーツ株式会社				
休日	毎週月曜日 (祝日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)				

利用時間	火曜日から土曜日：午前9時～午後9時 日曜日及び祝祭日：午前9時～午後5時
利用料金	湖西市勤労者体育センター条例参照

2. 指定管理者が行う管理運営基準

指定管理者は、以下の項目に留意するとともに、条例及び同施行規則をはじめ、関係する法令等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理及び運営に努めるものとする。

なお、管理運営の基準に関する細目事項は、協議のうえ協定を定める。

(1) 供用時間、供用日及び利用制限ならびに利用許可

指定管理者は、湖西市都市公園条例及び同施行規則、湖西市北部地区運動広場条例及び同施行規則、湖西市新居スポーツ広場公園条例及び同施行規則、湖西市勤労者体育センター条例及び同施行規則に従うものとする。

なお、指定管理者は、市長の承認を得て、本施設の供用時間及び供用日の変更ならびに臨時の休日を定めることができるものとする。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の適正な管理にあたり、湖西市個人情報保護条例を遵守するものとする。

(3) 情報の公開

指定管理者は、湖西市情報公開条例を遵守し、情報の公開を行うものとする。

3. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

ただし、行政財産の目的外使用許可、審査請求に対する裁決等、法令により市長のみの権限に属する事務に係る業務については除く。

(1) 利用の許可等に関する業務

(2) 利用料金の徴収等に関する業務

(3) 施設、設備、備品等の維持管理（植栽管理、清掃等を含む）及び修繕に関する業務

(4) 学校体育施設（湖西高等学校を含む）の申請書の取次及び鍵の受渡し業務

(5) 施設利用者の熱中症対策を目的とした自動販売機の設置業務

(6) 施設利用者の利便性向上を目的として必要に応じ売店業務

(7) 総務に関する業務

(8) 施設利用者の利便向上に資する業務

(9) 緊急時の対応に関する業務

(10) 事業計画及び事業報告に関する業務

(11) 自己評価に関する業務

(12) 市及び市の関係機関（スポーツ協会・文化協会等）の実施事業に対し、協力する業務

(13) その他、各施設の管理運営に市長が必要と認める業務

4. 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5. 利用料金制

本施設は利用料金制を適用することとし、利用料金及び事業収入は、指定管理者の収入とする。

なお、利用料金は、各施設に係る条例及び同施行規則に定める金額の範囲内で、市長の承認を得た金額とする。

6. 自主事業

自主事業とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が指定管理業務と区別して独自に企画する事業をいう。指定管理者は生涯スポーツ、競技スポーツの普及振興を図るとともに施設を有効活用するため、次の事項に留意し、その内容を事業計画書により提案を求める。

なお、実施にあたっては事前に市長の承認が必要となる。

- (1) 自主事業の実施により収入を得た場合、その収入は指定管理者の収入とする。
- (2) 自主事業の実施に要する経費は指定管理料には含まない。

7. 経理に関する事項

当該施設の管理運営業務に係る指定管理料は、当該年度の維持管理費及び運営費から、当該年度の施設利用料金収入を減じた額を基に、事業者から提案のあった金額を基本に毎年度、市が指定管理者と締結する年度協定書に基づいた金額とする。指定管理料は、月ごとに支払うこととするが、時期や方法の詳細については締結する年度協定書に定めるものとする。

指定管理料及び利用料金収入は、指定管理業務専用の口座を設け、その口座で管理するものとする。その管理が難しい場合には、指定管理の実施に係る収入・支出を適正に管理するため、独立した帳票等を作成し厳正な運用を図るものとする。

なお、指定管理料の上限額は、年 76,000,000 円（消費税を含む）とし、次に掲げる経費を含むものとする。

(1) 修繕費及び備品購入費の取扱い

経常的な修繕費及び更新するための備品購入費の額として、10,000,000 円（1 カ年分／税込）を上限として指定管理経費に見込むものとする。なお、単年度で 10,000,000 円（税込）に満たなかった場合は翌年度に繰り越すものとし、指定管理期間の 5 年間で総額 50,000,000 円以上（税込）とする。ただし、1 件当たり 2,000,000 円（税込）以上の修繕又は備品購入は、市の負担において対応するものとする。

(2) 人件費

人件費の変動について、別添資料（現地説明会にて配布）に示す賃金基準としている値の変動率に応じて管理運営経費を変更するものとする。

(3) 光熱水費

上下水道や電気及びガス（建物に関するもの）の使用料について、市は年度協定書に示す基本額をあらかじめ指定管理料に見込むものとし、その総額に不足又は余剰があった場合は、年度ごとに精算するものとする。

8. 業務の再委託

包括的な再委託については不可とする。ただし、個別業務の再委託については、市と事前に協議し承認を得ること。

9. 施設名称

全ての施設において、指定管理期間中に湖西市が実施するネーミングライツ事業により、施設名称が変更となる可能性がある。

10. 応募資格等

応募者は、法人若しくはその他の団体（以下「団体等」という。）、又は事業グループ（2以上の団体等で構成する共同事業体をいう。）とし、個人での応募は受け付けない。事業グループで応募する場合は、事業グループを代表する団体等を定め、共同事業体協定書兼委任状（様式第3号）を市へ提出するものとする。ただし、単独で応募した団体等は事業グループ応募の構成団体と兼ねることはできない。また、複数の事業グループにおいて同時に構成団体となることはできない。

(1) 応募資格

- ア 国・県又は市から指名停止処分を受けていないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当していないこと。
- ウ 最近3年間、地方税及び国税を滞納していないこと。
- エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- オ 本施設を指定期間中は、安定的に管理することが可能なノウハウ・実施体制・経営基盤が確保されていること。
- カ 宗教活動又は政治活動を目的とする団体等又は事業グループでないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる指定暴力団又はその構成員でないこと。
- ク 個人ではないこと。
- ケ 現地説明会に参加していること。（グループで応募の場合は、グループを構成するすべての団体が現地説明会に参加していること。）

11. 公募以降のスケジュール

指定管理者の公募及び選定スケジュールは以下に示すとおりとする。

(1) 公募の周知及び募集要項

指定管理者の公募については、湖西市ウェブサイトにも募集要項及び業務仕様書を掲載し周知を図る。

(2) 現地説明会

募集要項等に関する当該施設の説明会を以下のとおり行う。

説明会当日は、募集要項、業務仕様書、応募様式等は配布しないので、湖西市ウェブサイトから資料を印刷のうえ、持参すること。

開催日時 令和8年8月7日（金）午後2時から午後3時まで

開催場所 湖西運動公園管理事務所

参加人数 各団体等2名以内とする。

参加申込 **説明会に出席しないと申請することができません。**

現地説明会参加申込書（様式第14号）を湖西市スポーツ・生涯学習課まで郵送、Fax (053-576-1237) またはメール (sports@city.kosai.lg.jp) にて7月29日（水）午前0時必着で申し込むこと。

(3) 公募に関する質問書の受付及び回答

受付期間 令和8年8月18日（火）午前9時から8月25日（火）午後5時まで

提出場所 スポーツ・生涯学習課（湖西市民活動センター「エミーナ」内）※土日祝日休み

提出方法 質問書（様式第15号）は、メール (sports@city.kosai.lg.jp) にて提出

質問回答 質問書の回答は、令和8年9月9日（水）までに湖西市ウェブサイトにて公表予定

(4) 申請書類提出の締切日

締 切 日 令和8年9月15日（火）午後5時まで

(5) プレゼンテーションの開催

開催予定 令和8年10月から11月上旬（会場 未定）

(6) 選考委員会による審査、結果通知及び公表

指定管理者候補者選考委員会にて優先交渉権者と次点候補者を選定

審査結果は、応募者に対して通知するとともに、湖西市ウェブサイトへ掲載公表

公表予定 令和8年11月下旬

(7) 指定管理者の指定

(8) 湖西市定例 12 月議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定する。指定管理者との基本協定書締結

締結予定 令和9年3月（予定）

12. 提出書類

(1) 申請時の提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

事業グループでの応募の場合は、共同事業体協定書兼委任状（様式第3号）及び共同事業体連絡先一覧（任意の様式で可）も提出すること

イ 事業者に関する書類

① 団体の概要（様式第2号）

② 人員表（様式第2-1号）：（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非正規従業員数）

③ 宣誓書（様式第4号）

④ 定款、寄附行為、規則その他これらに類する書類

⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去3年間の事業報告書

⑥ 法人又は事業グループの法人にあつては

（ア）当該法人の登記簿謄本

（イ）法人税納税証明書及び消費税等納税証明書（その3の3：未納がないことの証明）

（ウ）当該法人の決算書（貸借対照表、損益計算書を含む過去3年間分）

⑦ その他の団体にあつては

（ア）申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去3年間の収支決算書

ウ 施設の管理運営に関する基本的な考え方について（様式第5号）から（様式第13-2号）。

※事業収支計画については、令和9年度から5年間、年度別に記載すること。

エ 提出部数 正本1部及び副本7部

(2) 申請書類の受付

ア 受付期限 令和8年9月15日（火）午後5時まで

イ 提出場所 湖西市スポーツ・生涯学習課（湖西市民活動センター「エミーナ」内）湖西市鷺津1293番地の4

※土日祝日休み

ウ 提出方法 必要書類等を上記に定める提出場所に持参すること。

(3) 留意事項

ア 申請者の失格

申請者が次の事項に該当した場合には失格とする。

- ① 募集要項に定める手続を遵守しない場合
- ② 申請書類に虚偽の記載をした場合

イ 接触の禁止

選定委員及び本市職員に対して本件提案についての接触は禁じる。

ウ 重複の禁止

応募1団体等、若しくは1事業グループにつき、提案は1案とする。

エ 申請内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。

オ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第16号）を提出すること。

カ 費用の負担

申請に関して必要となる費用は、申請団体の負担とする。

キ 提出書類の取扱い・著作権

提示する設計図書の著作権は市に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれ作成した団体に帰属する。

13. 選定方法等審査に関する事項

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、市職員及び有識者で構成する指定管理者候補者選定委員会において、プレゼンテーション方式により事業内容等を聞き取り、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 審査内容

審査における評価項目は以下のとおりとする。

- ア 施設の管理運営に関する基本的な考え方について
- イ 事業運営に関する基本的な考え方について
- ウ 実績評価に関する基本的な考え方について
- エ 地域との連携に関する基本的な考え方について
- オ 応募者の経営基盤及び管理実績について
- カ 事業実施体制について
- キ 運営管理計画について
- ク 施設、設備等の維持保守管理計画・補修計画について（清掃、植栽管理計画を含む。）
- ケ 事業収支計画について
- コ 指定管理料について（指定期間中の合計）

14. 協定に関する事項

(1) 協定の締結

申請者の選定結果をもとに、市は優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理候補者として仮協定を締結する。

その後、議会の議決により指定管理者として指定し、正式に協定を締結する。

(2) リスク分担の考え方

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりとする。これらは、帰責

事項の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方を示したものとする。

〔リスク分担に関する基本的な考え方〕

種類	リスクの内容	負担者
法令等の変更	本事業に直接関係する関連法令等の変更	市
事業の中止・延期	市の指示によるもの	市
	指定管理者の事業放棄、破綻	指定管理者
不可抗力	天災・暴動・感染症等による指定管理業務の継続困難	市
計画変更	事業内容の変更等	市
施設損傷	指定管理者の責に帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合	市
水準不適合	協定により定めた要求水準に不適合	指定管理者
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	市
	上記以外の場合	指定管理者
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責に帰すべき事由による場合	指定管理者
	上記以外の場合(ただし、指定管理経費を減額する場合がある)	市
施設利用者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等)	指定管理者
	上記以外の場合	市
第三者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情等)	指定管理者
	上記以外の場合	市

15. 実績評価に関する事項

(1) 利用者調査

指定管理者は、施設の効率的な管理運営やサービス向上のため、「利用者アンケート調査」を毎年実施し、利用者の意見、ニーズを集約し、事業報告書で報告すること。

(2) モニタリング

市は、指定管理者の業務の遂行状況等を確認するため、必要と認めたときにはモニタリングを行う。

(3) 実績評価

市は、利用者調査、モニタリング、利用者数、事業費等を総合的に勘案して指定管理者の実績評価とする。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が水準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は指定を取り消すことができるものとする。

16. 事業報告書等の提出

指定管理者は、月次、半期、年度、それぞれ市が指定する日までに、本施設に関する次に掲げる事項

を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況

なお、事業報告書（月次、年度）の書式等詳細は協定で定めるものとする。

17. その他

- (1) 業務の習得

指定管理者は必要書類作成業務、各種印刷物作成業務及び各業務の習得を行うものとする。

ただし、習得期間の費用は、指定管理者の負担とする。

- (2) 事務引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう事務を引き継がなければならない。

- (3) 事業の継続が困難となった場合の措置

事業の継続が困難となった場合については、締結する協定書に定めるものとする。

- (4) 債務負担行為の設定

本公募の実施にあたっては、令和8年9月議会に上程予定の本事業に関連する債務負担行為設定の可決が条件となるため、否決された場合、本公募は中止となる。公募が中止となった場合、応募にあたって発生した応募者の費用について湖西市は保証しない。

- (5) 事務所の占用について

現在、占用中の特定非営利活動法人湖西市スポーツ協会が希望する場合は、引続き貸出を継続する。

- (6) 協議事項

指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じたとき、又は市施策により、本仕様書の内容に変更が生じた場合については、市と協議のうえ定めるものとする。

- (7) 問い合わせ先

湖西市スポーツ・生涯学習課 〒431-0431 湖西市鷺津 1293-4

(TEL) 053-576-8560 (Fax) 053-576-1237 メール sports@city.kosai.lg.jp

※ 土日祝日休み